

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次に掲げる用語の定義のうち、電波法の規定に照らし、誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 2 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の管理を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

[2] 次に掲げる事項のうち、無線局の予備免許の際に総務大臣から指定されるものはどれか。電波法の規定に照らし、下の番号から選べ。

- 1 電波の型式及び周波数
- 2 免許の有効期間
- 3 通信の相手方及び通信事項
- 4 無線局の目的

[3] 次の記述は、人工衛星局の条件について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により □ A □ することのできるものでなければならない。

人工衛星局は、その □ B □ を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。

- | | |
|--|--|
| <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 空中線電力を直ちに變更 2 空中線電力を直ちに變更 3 電波の発射を直ちに停止 4 電波の発射を直ちに停止 | <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> 発射する電波の周波数 無線設備の設置場所 発射する電波の周波数 無線設備の設置場所 |
|--|--|

[4] 次の表は、記号をもって表示する電波の型式について述べたものである。電波法施行規則の規定に照らし、各記号とその表す内容の組合せの正しいものを表の番号から選べ。

番号	電波の型式の記号	各記号が表す内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 3 C	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
2	G 7 D	角度変調であって位相変調	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	ファクシミリ
3	F 9 D	角度変調であって周波数変調	デジタル信号の1又は2以上のチャンネルとアナログ信号の1又は2以上のチャンネルを複合したもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
4	G 8 W	角度変調であって位相変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	テレビジョン(映像に限る。)

[5] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

高圧電気（高周波若しくは交流の電圧 □ A □ 又は直流の電圧 750 ボルトを超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しゃへい体又は □ B □ の内に收容しなければならない。ただし、□ C □ のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

	A	B	C
1	350 ボルト	金属しゃへい体	取扱者
2	350 ボルト	接地された金属しゃへい体	無線従事者
3	300 ボルト	金属しゃへい体	無線従事者
4	300 ボルト	接地された金属しゃへい体	取扱者

[6] 次に掲げる者のうち、無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者に該当するものはどれか。電波法の規定に照らし、下の番号から選べ。

- 1 無線従事者であって、無線局の無線設備の管理を行う者
- 2 無線従事者であって、無線局の無線設備の操作の監督を行う者
- 3 同一免許人に属する無線局の無線設備の操作を行う者のうち、その責任者として指定された者
- 4 2人以上選任された無線従事者がいるとき、そのうち責任者となる無線従事者

[7] 次の記述は、無線局の運用について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、□ A □ は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

の規定に違反して無線局を運用した者は、□ B □ に処する。

A	B
1 電波の型式及び周波数	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2 電波の型式及び周波数	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
3 無線設備の工事設計及び空中線電力	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
4 無線設備の工事設計及び空中線電力	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

[8] 次に掲げるもののうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならない場合に該当するものはどれか。電波法の規定に照らし、下の番号から選べ。

- 1 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用する場合
- 2 工事設計書に記載された空中線を使用することができない場合
- 3 無線設備の機器の取替え又は増設の際に運用する場合
- 4 実用化試験局を運用する場合

[9] 次の記述は、総務大臣が行う無線局(登録局を除く。)に対する免許内容の変更命令について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、□ A □ 必要があるときは、無線局の □ B □ に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の □ C □ の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

A	B	C
1 混信の除去その他特に	目的の遂行	電波の型式若しくは周波数
2 混信の除去その他特に	運用	周波数若しくは空中線電力
3 電波の規整その他公益上	目的の遂行	周波数若しくは空中線電力
4 電波の規整その他公益上	運用	電波の型式若しくは周波数

[10] 次の記述は、非常の場合の無線通信について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他 □ A □ 場合においては、人命の救助、災害の救援、□ B □ の確保又は秩序の維持のために必要な通信を □ C □ に行わせることができる。

総務大臣が □ C □ の規定により □ C □ に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

A	B	C
1 非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある	電力の供給	電気通信事業者
2 非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある	交通通信	無線局
3 非常の事態の発生に備える必要がある	電力の供給	無線局
4 非常の事態の発生に備える必要がある	交通通信	電気通信事業者

[11] 次に掲げるもののうち、無線従事者がその免許を取り消されることがある場合に該当するものはどれか。電波法の規定に照らし、下の番号から選べ。

- 1 日本の国籍を失ったとき。
- 2 刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。
- 3 5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。
- 4 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。

[12] 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、どうしなければならないか。電波法の規定に照らし、下の番号から選べ。

- 1 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 1箇月以内に総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 3 3箇月以内に総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 4 速やかに総務大臣にその旨を報告しなければならない。